

岐阜・中濃地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における岐阜・中濃地域（岐阜県関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、岐南町、笠松町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）の 13 市町村の行政区域とする。概ねの面積は、約 14 万ヘクタールである。

ただし、岐阜県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域（関ホタルの川、内唧洞）は除く。また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、当促進区域には存在しない。

なお、当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園（飛騨木曾川）及び県立自然公園（奥長良川）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、8において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

促進区域・自然環境保全地域 （「別紙 1」参照）

自然公園指定区域 （「別紙 2」参照）

鳥獣保護区域 （「別紙 3」参照）

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。面積は 10,621.29 km<sup>2</sup>で国土の約 2.8%を占め、全国で 7 位の広さである。北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっており、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた水資源にも恵まれた地域である。

また、本県の平均気温の平年値（1981 年～2010 年観測データの平均値）は、美濃地方の岐阜が年平均気温は 15.8℃と温暖であるのに対し、飛騨地方の高山は、標高が高いこともあり、年平均気温は 11℃と寒冷な気候である（出典：岐阜地方気象台ホームページ）。このような南北に長い岐阜県は、気候も変化に富んでいる。

当促進区域は、岐阜県の中央部に位置し、南は愛知県、北は福井県と隣接し、長良川、木曾川、またその支流沿いは濃尾平野の一部を形成している。また、奥美濃・飛騨方面の山地に連なる中山間地域等から形成されている。

当促進区域を流下する長良川中流域は環境省の昭和の名水百選にも選定（昭和 60 年）される等、それら豊かな自然からもたらされる豊富な水は田畑を潤し、様々な生き物をはぐくみ、県の魚である鮎（漁獲量全国 4 位（出典：平成 27 年漁業・養殖業生産統計））等豊かな恵みを与えている。

## イ インフラの整備状況

当促進区域には、主要幹線道路である国道 21 号、22 号、41 号、156 号や、JR 高山本線、名古屋鉄道各務原線が整備されており、県内各圏域や愛知県北部へ短時間でのアクセスが可能である。

また、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点（美濃関ジャンクション）があり、北陸、関西、愛知県へのアクセスも容易である。特に、平成 17 年の東海環状自動車道東回り区間開通により、自動車関連産業の盛んな愛知県三河地方と直結することになり、愛知県との経済的な関係が一層深まりつつある。さらに、東海環状自動車道西回り区間が順次延伸しつつあり、西回り区間全通に際しては、三重県北勢地域への交通の利便性が飛躍的に向上すると期待されている。

なお、当促進区域には、木曾川（岩屋ダム）を水源とする岐阜県可茂工業用水道が整備され（給水区域：美濃加茂市、坂祝町）、給水区域内の 11 社に対し工業用水の供給が行われている。（平成 28 年 4 月 1 日現在）

## ウ 産業構造

当促進区域は、製造業中心の産業構造となっており、従業者数の約 34%（67,207 人／196,490 人、出典：平成 24 年経済センサス活動調査）、売上高の約 54%（1,163,130 百万円／2,159,017 百万円、出典：平成 24 年経済センサス活動調査）、付加価値額の約 54%（314,127 百万円／581,964 百万円、出典：平成 24 年経済センサス活動調査）が製造業である。特に、総合特別区域法に基づき国から指定を受けた国際戦略総合特区である、「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区 \* 1」における、川崎重工業株式会社岐阜工場周辺地区があり、同社のほか、航空宇宙関連企業等で組織される川崎岐阜協同組合等の集積がみられる。

また、各務原市、坂祝町には完成車体メーカーが立地し、他にも自動車部品産業、工作機械産業、ロボット産業、食品関連産業、医薬・医療等のヘルスケア産業、地場産業である刃物産業、木製品、繊維産業等様々な業種の製造業企業が集積している。

なお、当促進区域では、売上金額における宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業の割合は約 24%（507,897 百万円／2,159,017 百万円、出典：平成 24 年経済センサス活動調査）と高く、ユネスコ無形文化遺産の「本美濃紙・日本の手漉き和紙技術」、世界かんがい施設遺産の「曾代用水」、世界農業遺産の「清流長良川の鮎」といった世界に誇る遺産のほか、国の重要無形民俗文化財でもある小瀬鵜飼や刀鍛冶技術が受け継がれた関の刃物、うだつの上がる町並み、中山道の宿場町「鵜沼宿、太田宿」（「岐阜の宝もの \* 2」に認定された「中山道ぎふ 17 宿」のうちの 2 宿）、ローカル鉄道「長良川鉄道」、杉原千畝記念館、河川環境楽園、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館等、豊富な観光資源を有し、区域内の観光入込客数は約 1,163 万人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客統計調査）となっており、これら観光資源を活かした観光関連産業は、地域の雇用経済を支えている。

### \* 1 アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区

欧米先進地域と肩を並べ、アジア等新興国の追従を許さない航空宇宙産業の一大集積地の形成を図るため、総合特別区域法に基づき国から指定を受けた国際戦略総合特区。

平成 23 年 12 月に愛知県・岐阜県が指定を受け、現在は 5 県に拡大。  
当促進区域では、6 市町村、31 企業が参画している。

\* 2 岐阜の宝もの

岐阜県では、全国に誇れる新たな地域資源を掘り起こし、今後の魅力向上の取り組みによって全国に通用する観光資源になることが期待されるものを「岐阜の宝もの」として認定しており、現在、6 資源を認定している（うち、当促進区域で 1 資源）。

エ 人口分布の状況

当促進区域の総面積は約 17 万ヘクタールで、県全体の約 13%を占める。人口は約 41 万人で、県全体の約 20%を占めている。人口分布の状況としては、平成 22 年の国勢調査時人口は 414,036 人（当促進区域合計）であったが、その後 5 年間で 7,158 人減少し、406,878 人（出典：平成 27 年国勢調査）となっている。その中で、生産年齢人口（15～64 歳）は 240,056 人、高齢者人口（65 歳以上）は 109,807 人となっている。当促進区域の合計特殊出生率は、最高水準が岐南町の 1.70 人、最低水準が美濃市の 1.35 人となっている（出典：平成 20-24 人口動態 保健所・市町村別統計（厚生労働省））。少子高齢化が続く一方で、出生数 3,420 人（当促進区域合計）に対し、死亡数が 4,263 人（当促進区域合計）（出典：出生数・死亡数とも、平成 28 年岐阜県人口動態統計）となっており、自然減少が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当促進区域は、製造業中心の産業構造であり、航空宇宙関連企業の集積や、自動車製造などの輸送用機械器具製造業が、また工作機械製造、地場産業である刃物産業、医薬品・医療用機械器具製造等の様々な業種の製造業企業が集積している。

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県内で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成 26 年 8 月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に 4 エリアの推進協議会を設立した。当促進区域は、当該戦略に示す「航空宇宙関連エリア」に相当する。

今後、当促進区域における、前述の製造業の集積を生かし、成長性の高い事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性向上をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

また、地域内経済において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業等のサービス業の割合（売上高）も約 24%（出典：平成 24 年経済センサス活動調査）あり、清流長良川に生まれた和紙や刃物といった伝統工芸品のほか、うだつの上がる町並みや中山道の宿場町等、豊富な観光資源に恵まれ、区域内の観光誘客数は約 1,163 万人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客統計調査）となっている。これらの観光資源を活用した観光関連産業も重要な位置を占めていることから、順次整備が進みつつある東海環状自動車等の交通インフラを活用しつつ、当促進区域を牽引する産業の一つとして、宿泊施設のキャパシティの充実を図る等、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり5,424万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.37倍の波及効果をあたえ、促進区域で約7.4億円の付加価値創出を目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額 (製造業、宿泊業・飲食サービス業)	—	740 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	5,424万円	—
地域経済事業の新規事業件数	—	10件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)から(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、3,762万円(岐阜県の1事業所あたり平均付加価値額(出典:平成24年経済センサス活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、当促進区域において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で5%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%あるいは5名以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5.5%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画における重点促進区域は、工場立地の特例対象区域とするため、以下の大字及び字の区域とする。なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は当重点促進区域には存在しない。

【重点促進区域 1：地図上の位置（下図のとおり）】

坂祝町酒倉字北高見

(概況及び公共施設等の整備状況)

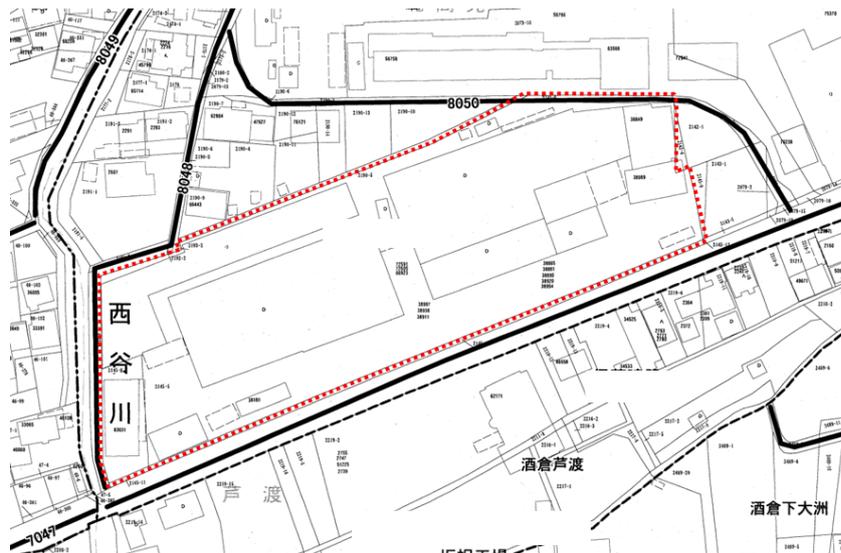
当重点促進区域に指定する坂祝町酒倉字北高見地区は約 12,597 m<sup>2</sup>の面積があり、国道 21 号に面した区域である。近くを木曾川が流れ、木曾川にそって国道 21 号と J R 高山本線が東西を走っている。東海環状自動車道的美濃加茂インターチェンジまで 6 km 以内、国道 21 号坂祝バイパスの勝山インターチェンジまで 4 km 以内、J R 高山本線坂祝駅まで半径 1 km 以内と交通の便が良く、とくに愛知方面等へのアクセスに優れた地域となっているため重点促進区域として設定する。

(関連計画における記載等)

都市計画上の区域設定：工業地域

美濃加茂都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月 25 日変更）において、既存工業地区として位置付けられている。

(地図)



【重点促進区域 2：地図上の位置（下図のとおり）】

坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区

(概況及び公共施設等の整備状況)

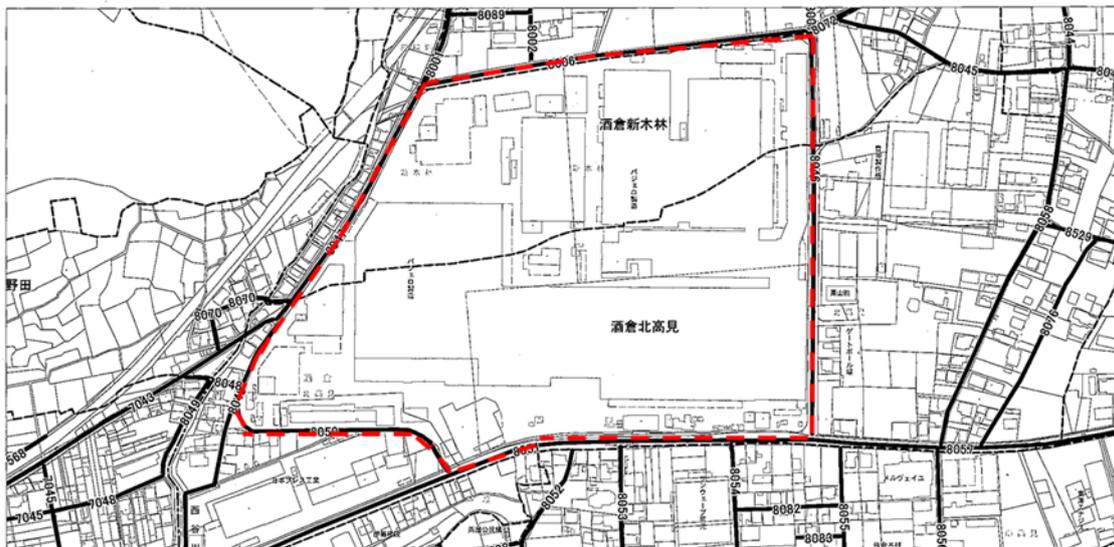
当重点促進区域に指定する坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区は約 147,794 ㎡の面積があり、国道 21 号に面した区域である。近くを木曾川が流れ、木曾川にそって国道 21 号と J R 高山本線が東西を走っている。東海環状自動車道的美濃加茂インターチェンジまで 6 km 以内、国道 21 号坂祝バイパスの勝山インターチェンジまで 4 km 以内、J R 高山本線坂祝駅まで半径 1 km 以内と交通の便が良く、とくに愛知方面等へのアクセスに優れた地域となっているため重点促進区域として設定する。

(関連計画における記載等)

都市計画上の区域設定：工業地域

美濃加茂都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月 25 日変更）において、既存工業地区として位置付けられている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1：坂祝町酒倉字北高見】

当重点促進区域は、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、当重点促進区域に遊休地はない。

【重点促進区域 2：坂祝町酒倉字西稲葉地区及び新木林地区、北高見地区】

当重点促進区域は、旧企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置を設けていることから、引き続き工場立地特例対象区域として設定する。

なお、当重点促進区域に遊休地はない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

No	市町村名	字・丁目	丁目以下の番地
1	坂祝町	酒倉字北高見	2145-5, 2145-8
2	坂祝町	酒倉字西稲葉	1729-2, 1729-5
		酒倉字新木林	1957-1, 1957-3, 1957-4
		酒倉字北高見	2079-1, 2079-7, 2079-10, 2079-11

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ② 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業
- ④ 当促進区域における科学技術に関する研究開発機能が集積するテクノプラザの知見を活用した第4次産業革命
- ⑤ 当促進区域における小瀬鶴飼、岐阜の宝もの（中山道ぎふ17宿）、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館などの観光資源を活用した観光

(2) 選定の理由

- ① 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり

当促進区域の航空宇宙関連企業を含む輸送用機械器具製造業において、事業所数が県内の約39%を占め（134社／348社）、従業者数は約47%を占めている（14,084人／29,662人）（出典：平成26年工業統計）。航空宇宙産業では、川崎重工業株式会社岐阜工場をはじめ、機体メーカーを下支えする関連部品メーカーが多数集積し、当該企業を地区内におけるピラミッドの頂点（Tier1）としてネットワークを形成しているほか、自動車産業では、トヨタ系完成車体製造企業、三菱系完成車体製造企業が立地しており、その取引企業など、自動車をはじめとする輸送用機械器具製造に係る集積がなされている。なお、当促進区域の製造品出荷額の状況を見ると、第1位（当促進区域の、各製造業業種における順位）に輸送用機械器具製造業（47,019,801万円／161,216,023万円（出典：平成26年工業統計調査））が位置しており、当促進区域において主要

な産業となっている。当促進区域における航空宇宙関連産業については、アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区に国から指定されている。（欧米先進地域と肩をならべ、アジア等新興国の追随を許さない航空宇宙産業の一大集積地の形成を図るため、総合特別区域法に基づき国から指定を受けたもので、川崎重工業株式会社岐阜工場が立地する各務原市の製造品出荷額（航空宇宙産業）は約2,300億円（平成26年工業統計を基に各務原市にて推計したもの）であり全国の12%を占めている）。

当促進区域には、その特区に参加している企業が31社あり、県内の特区参加企業数56社の約55%を占めているところ、当促進区域での航空宇宙産業の広がりを促し、より裾野を広げていくことで、アジアNo. 1航空宇宙産業クラスターの成長を促すことによって、当促進区域においても波及効果が及ぶことが期待される。上記の輸送用機械器具製造業の集積を活用し、さらなる生産能力の拡充を目指すことで、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などに寄与していく。

② 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり

当促進区域は、岐阜県のほぼ中央にあり、愛知県まで約50kmで30分（岐阜各務原インターチェンジ～名古屋インターチェンジ）、大阪府まで約185kmで2時間（岐阜各務原インターチェンジ～なんばインターチェンジ）と高速道路網の整備とそれのもたらす利便性の高い地域である。

また、東海北陸自動車道により結ばれる、愛知県、富山県にはそれぞれ国際拠点港湾である名古屋港（距離約46km、約50分）、伏木富山港（距離約200km、約170分）があり、輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。また、東海環状自動車道は、愛知県三河地方と当促進区域を直結しており、愛知県三河地方に多く立地する輸送用機械器具製造企業の当促進区域の立地につながった。

当促進区域には、岐阜県内を南北に貫く東海北陸自動車道と、名古屋市を中心に環状に結ぶ東海環状自動車道の結節点である美濃関ジャンクションが存在するが、その近隣には、工業団地関テクノハイランドや美濃テクノパークが立地している。両工業団地は、高速道路近隣という好立地であるため、既に両工業団地は遊休地がない状況となっている。

このインフラを用いることが想定される製造業の状況は、事業所数が4,035事業所で県内の約28%、従業者数は約55千人で県内の約30%（出典：平成26年工業統計調査）となっており、当促進区域の産業の中心的役割を担っている。

当促進区域の産業は、製造品出荷額の多い業種から順に1位「輸送用機械器具製造業」、2位「生産用機械器具製造業」、3位「金属製品製造業」、4位「プラスチック製品製造業」、5位「食料品製造業」となっておりこれらの産業の集積がみられる。

そのほか、パルプ・紙・紙加工品製造業では、さらし包装紙、特殊印刷用紙、障子紙・書道用紙で全国2位、紙製衛生材料では全国3位の出荷額（出典：平成26年経済センサス）を占めており、産業の集積がみられる。岐阜県内において積極的に取り組む、次世代ものづくりの基盤となる、次世代金型、CFRP等の新技術開発の成果を自動車や航空機以外の分野のものづくりに

も活用することでさらなる付加価値を創出する可能性が期待される。

当促進区域において、上記の交通インフラの利便性を活用した各種製造業企業の地域経済牽引事業を促進することにより、ものづくり産業の振興も含め地域経済の活性化を目指す。

③ 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業

上記②に記載している通り、当促進区域は岐阜県のほぼ中央にあり、東海北陸自動車道や東海環状自動車道が位置しているなど、交通網が発達した利便性の高い地域である。これらの交通インフラにより、隣接する愛知県の国際拠点港湾である名古屋港（距離約 46km、約 50 分）や国際拠点空港である中部国際空港（距離約 80 km、約 70 分）が結ばれている。

さらに、当促進区域（各務原市）にはアジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の川崎重工業株式会社岐阜工場周辺地区が存在しているため、今後MRJの生産拡大や、ボーイング 787 等大型旅客機の生産を行う中で、国内、国外の事業者への物流は重要であり、当促進区域の交通インフラを活用した輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。

これらのことから、当促進区域製造業に関連した物流としての重要性は高く、物流関連企業のさらなる集積を図りつつ、今後も、道路貨物運送業、運輸に付随するサービス業といった物流分野への支援を通じて、地域経済牽引事業を促進し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与することを目指す。

④ 当促進区域における科学技術に関する研究開発機能が集積するテクノプラザの知見を活用した第4次産業革命

当促進区域は、上記①に記載した通り、航空宇宙産業及び自動車製造業の企業が集積している。他方でこれらの産業における中小企業の多くが海外の廉価品との価格競争や差別化、熟練技術者の高齢化、技術革新に即した高付加価値商品開発にどう対応するかといった課題に直面している。

その課題解決の手段として、これらの企業において、IT・IoT等第4次産業革命を活用した生産性向上、イノベーションは、非常にニーズが高いものの、支援の担い手や情報の不足等により導入は進んでいないのが現状である。

このように、当促進区域で、工場等における第4次産業革命のニーズが高まっている状況をふまえ、第4次産業革命を活用して企業の生産性向上やイノベーションを向上する事業を展開するIT企業を誘致・支援し、地域経済牽引事業とする。

当促進区域（各務原市）に立地する「テクノプラザ\*3」は、VR技術やロボット技術など科学技術に関する機能（新技術創出、教育研修・ものづくり支援）が集積し、ITとものづくりの融合による産業の高度化・情報化及び新産業の創出をめざしている。テクノプラザでは、岐阜県情報技術研究所による、VR、ロボット等産業の活性化に役立つ情報技術の研究を行っており、また、企業向けの解放研究室や技術開発室、科学技術図書資料室、岐阜県研究開発財団、岐阜県知的所有権センター等の公的支援機関が各種支援を行っている。平成28年11月には、岐阜県成長産業人材育成センターを設置し、岐阜県成長・雇用戦略において成長分野として位置付けてい

る「航空宇宙、医療福祉機器、医薬品、食料品、次世代エネルギー」に関しての人材育成支援を実施している。

これらのリソースを用い、県の試験研究機関における I o T 化の研究開発、研究成果の実用化に向けた現場実証、県内企業の I o T 導入に対する助成や、第 4 次産業革命推進のための中核的拠点としてのテクノプラザによる支援などを行い、情報関連産業、VR、ロボット関連産業による産業の振興により、地域の活性化を目指す。

### \* 3 テクノプラザ

I T とものづくりの融合による産業の高度化・情報化及び新産業の創出を目指す「21 世紀型モノづくりの拠点」として、平成 9 年の分譲以降、航空機、自動車をはじめとする輸送機器、医療・福祉機器、機械・金属などのモノづくり企業の立地が進んでいる。

テクノプラザ内には、第 1 期～第 3 期の産業団地と、団地内の中央部には、テクノプラザ本館が立地し、会議室や開放研究室などの貸し出し施設、各種支援機関や試験期間が入居している。

### ⑤ 当促進区域における小瀬鶴飼、岐阜の宝もの（中山道ぎふ 17 宿）、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館などの観光資源を活用した観光

岐阜県では、産業政策の基本方針「岐阜県成長・雇用戦略 2017」（平成 29 年 3 月策定）において「観光産業の基幹産業化プロジェクト」を掲げ、岐阜県ならではの周遊・滞在型観光を促進することで、観光消費額のさらなる拡大を実現させるべく、各種施策に取り組んでいる。

当促進区域のうち、北部の長良川上中流域においては、清流に育まれた伝統工芸品や歴史・文化が代表的な観光資源となっている。うだつの上がる町並みで、毎年 10 月に美濃和紙と歴史ある町並みとを組み合わせたイベント「美濃和紙あかりアート展（平成 28 年の観光入込客数：8 万人）」の開催や、関鍛冶伝承館での日本刀鍛錬実演見学と刃物製品ショッピングを組み合わせた企画のほか、最近では新たな観光資源として、長良川鉄道の観光列車「ながら」や「モネの池（平成 28 年観光入込客数：24 万人）」とあわせた周遊企画など、滞在時間延長に向けた取組を進めている。

南部地域では、航空宇宙産業の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（平成 30 年 3 月リニューアルオープン予定）や河川環境楽園・アクアトぎふ（平成 28 年観光入込客数：503 万人）といったファミリー層に人気の集客施設が多く、また、中山道の宿場町間を歩くウォーキングイベントも定期的で開催しているため、名古屋地区からの週末お出掛けスポットとして呼び込み、周辺地域への周遊にもつなげる取組を進めている。

東部地域では、近年、杉原千畝記念館の観光客が、特に、ユダヤ系の外国人観光客が急増するなど、増加傾向にあり（平成 28 年入館者数：4 万 3 千人）、杉原千畝氏のゆかりの地として、周辺観光地とあわせ、国内外に広く発信していく取組を進めている。

このような特色ある観光資源を活かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えており、その効果は宿泊業や飲食業、運輸業にとどまらずその他の幅広い分野への好影響が期待される。

このことから、観光資源を活用した宿泊施設支援をはじめ、周遊ルートの整備、飲食店、商業

施設、体験施設等に関する需要に対応するための受入環境整備などを行い、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

輸送用機械器具製造業の企業が多く立地し、またその従業者も多いという地域の特性を生かして、成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「TOKAI VISION」を踏まえるなど、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当促進区域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①企業立地に関する補助金（岐阜県企業立地促進事業補助金等）

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

#### ②固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。（美濃市（予定））

#### ③融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の承認を受けた事業のために必要な事業資金を融資するため、県融資制度関係規定の改正を行い支援を図る。

#### ④地方創生関係施策

平成30年度～34年度の地方創生推進交付金を活用し、

- ① 当促進区域における航空宇宙産業等の輸送用機械器具製造業の産業集積を活用した成長ものづくり
- ② 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における東海北陸自動車道、東海環状自動車道などの交通インフラを活用した物流産業
- ④ 当促進区域における科学技術に関する研究開発機能が集積するテクノプラザの知見を活用した第4次産業革命
- ⑤ 当促進区域における小瀬鶉飼、岐阜の宝もの（中山道ぎふ17宿）、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館などの観光資源を活用した観光

において、設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定。

⑤アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の支援措置

当促進区域には、同特区の区域指定を受けている事業所が県内 56 社中 31 社存在する。それらに対する支援措置を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、県研究機関が保有している情報であって資料として開示する情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

下記のとおり、岐阜県及び当促進区域の市町村において事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、連携して対応する。

県・市町村	相談窓口の設置
岐阜県	商工労働部企業誘致課
関市	経済部商工課
美濃市	産業振興部産業課
美濃加茂市	産業振興部産業振興課
各務原市	産業活力部産業政策室
岐南町	自治教育振興部自治振興課
笠松町	企画環境経済部環境経済課
坂祝町	総務課
富加町	産業環境課
川辺町	産業環境課
七宗町	企画課
八百津町	地域振興課
白川町	企画課
東白川村	産業振興課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置

岐阜県の平成 28 年の有効求人倍率は 1.71 倍で、7 年連続で上昇し、雇用環境は大幅に改善しているものの、県内企業の人手不足は深刻である。

こうした中、岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成 29 年 4 月に、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置した。

本計画に基づく地域経済牽引事業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、当センターとの連携を強化する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	29年度 (初年度)	30～33年度	34年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業補助金等)	運用中 ・工場、研究所、本社機能移転等に対する助成	運用	運用
② 固定資産税の減免措置 (美濃市)	運用	運用	運用
③ 融資制度の整備	年度内に整備	運用	運用
④ 地方創生関係施策	—	適宜対応	適宜対応
⑤ アジア No. 1 航空宇宙産業 クラスター形成特区の支援措置	適用	適用	適用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
① 岐阜県工業技術研究所が 有する分析結果、技術情報の 情報提供	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
<b>【その他】</b>			
①岐阜県中小企業総合人材確保 センターの設置	4月設置・現在運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>当促進区域における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の産学金官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する、岐阜県中小企業総合人材確保センター、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、岐阜県成長産業人材育成センター、岐阜県情報技術研究所、岐阜県工業技術研究所、岐阜県産業技術センターさらには国立大学法人岐阜大学が連携して支援を行う。</p> <p>このため、岐阜県及び当促進区域の市町村では、本計画に基づく地域経済牽引事業を促進するための連携を密にし、調整を行う。</p>
<p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①岐阜県中小企業総合人材確保センター</p> <p>当センターは、県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創</p>

出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。

さらに、産学官が連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

②公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

本県の産業振興を目的に、販路開拓、新事業創出、デザイン開発、設備貸与、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

③国立大学法人岐阜大学

岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に研究推進・社会連携機構産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。

④株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店・多治見支店）

日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。

⑤岐阜県成長産業人材育成センター

県の人材育成拠点として、航空宇宙、医療福祉機器等の成長分野を中心に、技術者育成のための研修や専門知識を学ぶセミナー等を開催する。また、センターの研修室を各種人材育成活動の場として提供する。

これらの事業を通し、成長分野に取り組む企業、新たに進出しようとする企業を支援する。

⑥岐阜県情報技術研究所

情報・メカトロ技術を活用して、モノづくり分野をはじめとした様々な産業技術の高度化・高付加価値化や健康・福祉分野、生活支援分野等の研究開発を行うほか、セミナーや研修・講習会を開催する。

また、巡回技術支援、緊急課題技術支援、新技術移転促進などの技術支援を行う。

⑦岐阜県工業技術研究所

県の基幹産業として成長している自動車・航空機・工作機械などの機械・金属関連分野における「ものづくり技術」に対応し、これまで蓄積してきた保有技術の高度化と融合化を図り、また産学官の連携を密にして、効率的な研究開発と成果の技術移転に取り組むとともに、現場支援・技術相談・人材育成・情報提供等を通じて企業の技術向上を目指した技術支援を行う。

⑧岐阜県産業技術センター

プラスチック、石灰、繊維、紙、食品加工等を対象とした中小企業・地場産業の競争力の強化、成長が期待される産業分野の振興を目指し、産学官の連携による新技術開発や新製品開発、成果の

効果的な技術移転を行う。

また、技術相談、研修会・講習会の開催などの各種技術支援により、県内企業が抱える技術的な問題の解決や技術水準の向上を図るとともに、児童・生徒へのものづくり体験、インターンシップの受け入れなど、将来の産業人材の育成にも取り組む。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、当促進区域に含むものとし、当促進区域で地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

### (2) 安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう、岐阜県及び当促進区域の市町村は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないための指導をするよう事業者を促すこと。

- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることがないように、事業者を促すこと。

(3) その他

①PDCA体制の整備

毎年度定期的に、基本計画と承認事業計画の進捗状況を調査し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

無

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。